

省令準耐火構造 特記仕様書(木住協仕様) Q&A

2019年12月 改訂

No	項目	質問	回答	
1	運用方法	特記仕様書	特記仕様書の購入方法を教えてください。	木住協HPからFAX申込書をダウンロードし、FAXで申し込んでください。下欄*1のURLを参照してください。
2	運用方法	特記仕様書	特記仕様書は契約書に添付することとされているが、着工後でも対応は可能ですか。	着工後であっても特記仕様書に準拠した設計および施工が実施されていれば適用は可能です。特記仕様書は追加契約書等に添付し、契約図書と同様の扱いとしてください。
3	運用方法	特記仕様書	特記仕様書の「正・副」はどのように使用しますか。	特記仕様書は建物の契約書(請負契約書または売買契約書)に添付して使用しますが、一般的には「正」をお客様の契約書に、「副」を施工会社の契約書に添付します。特記仕様書には木住協により通し番号が振られていますので、物件毎に必ず同じ番号の特記仕様書を使用してください。
4	運用方法	特記仕様書	特記仕様書「1.1総則」に「本仕様書によらない事項については、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書による」とありますが、「本仕様書によらない事項」には何が該当するのですか。	「木造工事仕様書」の第二章(準耐火構造・省令準耐火構造の部分を除く一般の住宅の部分)を言います。具体的には、木造躯体工事や電気工事の部分等のことです。
5	運用方法	特記仕様書	建売物件のように、竣工後にお客様が決まる場合の特記仕様書の利用方法、保険会社に対する証明及び確認に係る手続きの流れを教えてください。	建売物件の場合には、特記仕様書を売買契約時の仕様書の一部として契約図書に添付してください。保険会社には特記仕様書の表紙(各項目が記入されているもの)のコピーを提示し、省令準耐火構造であることを説明してください。なお保険会社から求めがあった場合には、表紙以外のページについても提示してください。なお、その建物が特記仕様書に基づき設計・施工され、設計・施工に係るチェックリストを用いて管理されていることが前提となります。
6	運用方法	特記仕様書	本仕様書に記載のない階段の規定が、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書に記載されていますが、住宅金融支援機構編著の仕様書のような階段に関する措置が必要でしょうか。	省令準耐火構造としては、階段の構造そのものに関しては規定はありません。フラット35を使用するときは、本特記仕様書で定めのない部分については、住宅金融支援機構編著の木造住宅工事仕様書によってください。
7	運用方法	特記仕様書	特記仕様書の保管年数を教えてください。	契約図書に添付するものですから、契約書の保管年数に合わせてください。
8	運用方法	チェックリスト	チェックリストの使用方法を教えてください。	特記仕様書に挟まれているチェックリストは、設計担当者並びに工事担当者がチェックをするためのものです。実施管理者(講習会受講修了者)は提出されたチェックリストを再チェックし、記名・捺印のうえ、保管してください。実施管理者が直接設計・施工のチェックをしても構いません。
9	運用方法	チェックリスト	チェックリストはいつ記入すればよいですか。	「設計用チェックリスト」は設計が完了するまでに、「施工チェックリスト①・②」は工事の進捗にあわせて、適宜チェックしてください。
10	運用方法	チェックリスト	チェックリストを建築主に渡す必要がありますか。	チェックリストは特記仕様書(正・副)に挟まれています。建築主に渡す必要はありません。建築主から記入済みのチェックリストを求められた場合はコピーを渡しても構いません。(原本は実施管理者が保管)
11	運用方法	チェックリスト	請負契約に係る契約図書に特記仕様書を添付すると説明がりましたが、チェックリストも添付するのですか。	添付は不要です。チェックを実施し、実施管理者が確認して、記名捺印の上保管してください。
12	運用方法	チェックリスト	火災保険会社に提出するものは「特記仕様書の表紙の写し」となっていますが、チェックリストは必要ないですか。	不要です。
13	運用方法	チェックリスト	チェックリストの保管年数を教えてください。	特に規定していません。建設業法からして15年程度の保管が望ましいと思われます。
14	運用方法	チェックリスト	チェックリストの保管方法を教えてください。	チェックリストは、会員会社の実施管理者が保管してください。代表管理者は、保管状況の管理を行い、木住協からの問い合わせに対応できるようにしてください。
15	運用方法	フラット35	フラット35の設計検査申請時等に仕様書のコピーを添付とありますが、建売物件の場合、契約が締結されておられません。原本を確認申請書添付とし、契約図書としないフローでよろしいですか。	建売物件でも売買契約書の仕様書の一部として添付してください。確認申請に特記仕様書を添付する必要はありません。フラット35の設計検査申請時等に特記仕様書の全てのコピーを添付してください。
16	運用方法	確認申請	確認申請には特記仕様書の添付が必要ですか。	不要ですが、フラット35を利用する場合には、確認申請時の適合証明設計検査申請図書に特記仕様書の全てのコピーを添付してください。
17	外壁・軒裏	外壁/開口部	「1.2 屋根・外壁・軒裏等」に関して、外壁の開口部に建築基準法に基づく防火設備を設ける必要はないですか。	必要ありません。省令準耐火構造としては、開口部に対して規定はありません。別途各種法令による要求がある場合には、防火設備の設置が必要です。本特記仕様書に基づく省令準耐火構造とすることにより、法令で要求される範囲を超えて防火設備の設置が必要となることはありません。
18	外壁・軒裏	外壁/換気口	キッチンや浴室の換気扇の外部フードは、防火上の制限を受けますか。	省令準耐火構造では規定していません。ただし、建築基準法等の法令上の規定があれば、それに従ってください。
19	外壁・軒裏	軒裏/換気口	外部は防火構造ということですが、軒裏換気部にファイヤーダンパー(FD)を設けるなど制限を受けますか。	省令準耐火構造としては、軒裏は防火構造とする必要がありますが、小屋裏換気のための換気部材を制限していません。従って、軒裏に換気部材を設置した場合でFDを設ける必要はありません。ただし、FD付部材が軒裏の防火構造の認定要件となっている場合は認定内容に従ってください。また、建築基準法の法令上の規定があれば、それに従ってください。
20	外壁・軒裏	軒裏/換気口	軒裏に有孔ボードは使用可能ですか。	軒裏は防火構造とする必要があります。防火構造の認定を受けたものであれば使用可能です。その際、防火構造の留め付け等の基準を守ってください。また、防火構造の認定を受けた不燃系ボードに、小屋裏換気用の小さな孔を開けた有孔ボードを設置することも可能です。
21	外壁・軒裏	軒裏/換気口	スリット型の軒天換気口は使用できますか。	使用できます。なお、省令準耐火構造において、軒裏に設置する換気部材に、防火性能等の制限はありません。(軒裏を防火構造とした上で、換気のために必要な換気口を空けて換気部材を取りつけることについて、特に制限は無いという趣旨です。)ただし、建築基準法等の法令上の規定があれば、それに従ってください。(住宅金融支援機構Q&A、Q9参照)
22	外壁・軒裏	組込み車庫	組込み車庫(ビルトインガレージ)の壁と天井はどのような仕様とすればよいですか。	次のいずれかに適合することが必要です。 ①ガレージを屋外部分とみなし、ガレージの壁・天井は防火構造とします。 ②入り口及びその他の開口部にシャッターが設置されており、ガレージを屋内部分とみなすことができる場合は、天井及び壁の仕様は室内側の防火被覆の仕様とします。(ここまで機構Q&A30)なお、屋内とみなすことができる場合は、天井はせっこうボードで被覆した上に、仕上げ材を張ってください。 組込み車庫は、屋外になるか屋内になるかに分けて考えます。 ・屋外になるのは、入り口およびその他の開口部にシャッターや建具が設置されていない(一部でも設置されていないも含む)場合です。この場合、壁は外壁、天井は軒裏として扱い、防火構造とする必要があります。天井にせっこうボードは使用できません。玄関アルコーブと同様です。 ・屋内になるのは全ての開口部に建具が設置されている場合です。壁は、せっこうボード、外壁材等で防火被覆し、天井はせっこうボードによる被覆が必要です。この場合、せっこうボードを下地として、軒天板を仕上げ材にするのは可能です。
23	室内(壁・天井)	防火構造	「1.5 界壁以外の部分の内壁」に規定された「防火構造」とは、どのようなものですか。	平成12年建設省告示第1359号に例示された仕様や国土交通大臣認定を取得した仕様をいいます。防火構造の大臣認定は屋外側に加えて屋内側の仕様も定められています。なお、防火構造には、準耐火構造も含まれるため、準耐火構造の外壁の屋外側または屋内側、間仕切壁(片側)の仕様も含まれます。
24	室内(壁・天井)	防火構造	切妻屋根の妻壁の小屋裏側にはせっこうボードを張る必要がありますか。	妻壁の小屋裏側は外壁の屋内側ではないので、省令準耐火に関しては規定がありません。ただし、建築基準法等の法令上の規定があれば、それに従ってください。
25	室内(壁・天井)	材料	壁・天井などをせっこうボードと同等の製品を使用する場合はそれを仕上げ材として使用してもよいですか。(内壁)	特記仕様書のそれぞれの項に規定されているもの以外の材料を防火被覆材として使用することはできません。なお、壁については、告示あるいは大臣認定により認められた防火構造(外壁)の仕様、準耐火構造(外壁)の仕様、準耐火構造(間仕切壁)の仕様などを使用することができます。
26	室内(壁・天井)	材料	内部の仕上として板張りを考えているのですが、せっこうボードの上に施工すればよいですか。また、ある程度厚い板材を使用してせっこうボード張りを省略することはできますか。	壁・天井の規定の防火被覆の上から他の面材を取り付けることは可能です。ただし、法令上内装制限が適用となる建築物については注意が必要です。また、階段の側桁等、防火被覆を貫通させて木材を取り付けることは可能です。この場合、貫通する方向に30mm以上の木材であること、かつ目地裏には当て木を設けることが必要です。「1.10.その他6」
27	室内(壁・天井)	材料	せっこうボードと強化せっこうボードは何が違うのですか。	JIS A 6901:2014ではせっこうボード(GB-R)は「せっこうボード製品の標準的なもの」、強化せっこうボード(GB-F)は「GB-Rの芯に無機質繊維などを混入したもの」と定義されており、それぞれ具体的な規格が定められています。防火性能を向上させたものが強化せっこうボードです。流通している各製品がいずれに該当するかは製造メーカー、納材業者等にご確認ください。なお、強化せっこうボード(GB-F)はせっこうボード(GB-R)の要件を全て満たしていますので、特記仕様書で「せっこうボード」と指定されている箇所を「強化せっこうボード」に読み替えても構いません。
28	室内(壁・天井)	壁	エアコンやカーテン設置用の下地合板はせっこうボードの裏に取り付けられればよいですか。	その通りです。

No	項目	質問	回答	
29	室内(壁・天井)	壁	壁の下地や目地裏に、鋼製部材は使用できますか。	界壁以外の壁下地の間柱に鋼製スタッド(LGS)を使用できます。特記仕様書に従って使用してください、目地裏には厚さ0.4mm×幅90mmの鋼板を当て木として使用できます。壁と壁の取り合い、床または天井と壁の取り合いに設ける当て木はそれぞれ特記仕様書に指定されています。
30	室内(壁・天井)	壁	室内の壁の防火被覆材の下地に胴縁を使用できますか。	防火被覆材は柱・間柱に直接、または特記仕様書に規定された補助面材を介して留め付ける必要があります。
31	室内(壁・天井)	壁	壁付の際野縁は壁と天井のせっこうボード取合い部の当て木になりますか。	壁のせっこうボードが天井のせっこうボードに勝たせる納まりとし、野縁の下端まで壁のせっこうボードを張りあげてください。なお、この野縁をはりに掛かるように取り付ければ、ファイヤーストップと兼ねることができます。
32	室内(壁・天井)	ニッチ	間仕切り壁の一部にニッチを設ける場合、防火被覆及び下地はどのようにすればよいですか。	壁のせっこうボード等の防火被覆材が連続するようにする、かつ目地や取り合い部には、当て木を設ける必要があります。また、ニッチの奥の壁は、室内の壁の規定に従ってください。
33	室内(壁・天井)	幅木	幅木の取り付けも制限を受けますか。	壁の防火被覆材の下端が床材まで達していれば、その上に取り付け幅木には特に制限や条件はありません。幅木の裏面に防火被覆材がないような納まりとすることはできません。
34	室内(壁・天井)	材料/ガラスブロック	間仕切壁に採光のためのガラスブロックを設けることは可能ですか。	間仕切壁の開口部(建具等)には何も規定がありません。周辺の壁との境が開口部端と同様の仕様が確保されていれば、ガラスブロックを用いることも問題ありません。
35	室内(壁・天井)	材料/ガラスブロック	2階の床に採光のためのガラスブロックを設けることは可能ですか。	省令準耐火構造は床に対して何も規定はありませんので、床材としてガラスブロックを用いることはできますが、その直下には規定の防火被覆用の天井が必要になります。採光床としての利用は困難です。
36	室内(壁・天井)	天井	勾配天井の扱いはどうなりますか。	勾配天井の場合にも、特記仕様書に規定された仕様とする必要があります。
37	室内(壁・天井)	天井	樹脂製の防震吊木は使用可能ですか。	共同住宅の界床においては、本特記仕様書「2.4 界床」に記載された樹脂製防震吊木のみ使用可能です。共同住宅以外では、吊木の規定はありません。
38	室内(壁・天井)	天井	せっこうボードの留付け間隔の規定における「外周部」とは、天井の外周部(壁との取り合い部)を意味しているのですか。	「外周部」とはせっこうボード1枚毎の周縁部を指します。なお被覆材の留付けの規定は、野縁に対する留め付けを対象としていますので、野縁と直交方向の辺については必ずしも留め付けの必要はありません。
39	室内(壁・天井)	天井	本特記仕様書に、野縁に係る規定はありますか。	平成26年9月 承認番号520-5以降、住宅仕様については、天井下地は野縁のピッチを含めて規定は削除されました。
40	室内(壁・天井)	天井	同室天井において、屋根直下と屋根直下以外の両方の天井に該当する場合、防火被覆材の貼り分けはできますか。	貼り分けすることは可能です。ただし、貼り分けた場合は、屋根直下の天井裏と屋根直下以外の天井裏の相互に火炎が行き来しないように、貼り分ける境の上部の天井裏にファイヤーストップ材の設置が必要となります。
41	室内(壁・天井)	材料	天井にアルミ製天井点検口を取付けてよいですか。	室内天井に設ける天井点検口は、天井点検口自体を、不燃材料または準不燃材料で造るか、天井点検口の裏面を、不燃材料または準不燃材料で覆うかのいずれかに適合する必要があります。(住宅金融支援機構Q&A、Q32参照) アルミニウムは不燃材料のため、アルミ製天井点検口の使用は可能です。
42	室内(壁・天井)	取り合い部	壁・天井取り合い部の当て木は40×45mm以上の鋼製天井下地材または、40×40×0.4mm以上の鋼製アングルとなっているが、際野縁材を当て木とみなすことはできませんか。	界床以外の天井においては、根太、野縁等の横架材をもって当て木に代えることができます。「1.6 3.ハ、①」
43	室内(壁・天井)	取り合い部	壁と天井の取り合い部に、クロス(壁紙)のチリ切れ対策として、塩ビ製等の見切り材を設けたいのですが、見切り材の裏側に受け材を設けることにより設置が可能とはならないでしょうか。	壁と天井の防火被覆材の取り合い部に樹脂製・鋼製共に見切材を挟むことはできません。
44	室内(壁・天井)	小屋裏収納/ロフト	小屋裏収納を設ける場合、その直下の天井は「屋根直下の天井」としてよいですか。	特記仕様書では、屋根直下の天井のみにせっこうボード12.5mmが選択できるようになっています。階数に算入されない小屋裏収納の下は屋根直下となります。階数に算入される小屋裏収納の下は、屋根直下以外の天井として、規定の防火被覆を設ける必要があります。
45	室内(壁・天井)	小屋裏収納/ロフト	小屋裏収納を設ける場合、内部の壁・床・天井にはどのような規定が適用されますか。その他注意すべきことはありますか。	小屋裏収納の壁・天井も、せっこうボード等で防火被覆する必要があります。屋根直下の天井:せっこうボード等 室内の壁:せっこうボード等 床:規定はありません 壁・天井の取り合い部は、防火被覆が連続するようにしてください。
46	室内(壁・天井)	小屋裏収納/ロフト	ロフトの設計は可能ですか。	可能です。小屋裏収納及び吹き抜けと同様の扱いになります。屋根直下の天井:せっこうボード等(ただし、中間階に設ける場合は、屋根直下以外の天井となります。) 室内の壁:せっこうボード等 床:規定はありません 壁・天井の取り合い部は、防火被覆が連続するようにしてください。
47	室内(壁・天井)	小屋裏収納/ロフト	折り畳み梯子を設置する場合の注意点を教えてください。	折り畳み梯子等を取付ける場合は、その周辺の立ち上がり部分(トンネル状部分)を室内の壁として、せっこうボード等で防火被覆することが必要です。壁・天井の取り合い部は、防火被覆が連続するようにしてください。折り畳み梯子の構造そのものの規定はありません。
48	室内(壁・天井)	小屋裏収納/ロフト	小屋裏収納やロフトの下天井は、強化せっこうボード等が必要ですか。	階数に算入される、小屋裏収納やロフトの下天井は、屋根直下以外の天井となり、強化せっこうボード等が必要で。
49	室内(壁・天井)	階段	階段下収納部分も天井、壁共せっこうボードで仕上げる必要がありますか。	階段下収納は室内にあたりますので、これに面する壁および天井には規定の防火被覆等を設ける必要があります。なお、この収納の天井は屋根直下以外なので、強化せっこうボード12.5mm、9.5mm2枚貼り等が必要です。
50	室内(壁・天井)	階段	階段の側桁・ささら桁を躯体に直接固定し、間のせっこうボードを省略してもよいですか。	厚さ30mm以上の側桁・ささら桁であれば、その部分の壁せっこうボードを省くこともできますが、ささら桁とせっこうボードの取合い部には当て木が必要となります。「1.10.その他6」また、「柱のあらわし」仕様を用いて、壁のせっこうボードを柱面合せとして先に施工すれば、柱表面に側桁等を取付けることも可能です。
51	室内(壁・天井)	階段	オープン(スケルトン)階段は使用可能ですか。	階段の構造そのものについての規定はありません。壁の防火被覆が連続して設けられていれば、オープン(スケルトン)階段の使用に制限はありません。
52	室内(床)	階段	界床を設ける必要がある場合、階段部分も界床とするのですか。	階段部分が重ねての住宅相互間に設けられる場合は、階段部分の床を界床とする必要があります。その場合、階段部分の壁にも界壁となる部分があることから、界床及び界壁の組み合わせとした構造とする必要があります。施工上困難となりますので、納まり等について個別に検討してください。
53	室内(壁・天井)	設備	バスユニットを設置する場合、内壁と天井の防火被覆措置が必要ですか。	必要です。壁・天井共に、防火被覆を設けた上でバスユニットを設置する必要があります。ただし、柱・はりのあらわし仕様を取り入れることは可能です。
54	室内(壁・天井)	設備	防火天井被覆材(せっこうボード等)を貫通して設備機器等を取付ける場合、「不燃材料又は準不燃材料で造るか覆う」となっていますが、ダウンライトや天井埋め込みエアコンの場合、天井内部に防火被覆材による箱を造ってそこに取付けなければならないのですか。または、防火被覆材(ガラスウール等)で覆うだけでよいですか。	鋼板製やアルミダイキャスト製のダウンライト等で、放熱用の孔等が空いていなければ、追加の措置は必須ではありません。不燃材料又は準不燃材料以外の器具については、「①被覆材による箱を造る」「②不燃材料であるグラスウール等(厚さ比重の規定はありません)で覆う」のどちらでも構いません。鋼板で造られた換気扇等に金属製または不燃材料で造るか覆ったダクトを接続すれば基準に適合します。
55	室内(壁・天井)	設備	天井カセットエアコンを設けたいが、裏面に被覆は必要ですか。	天井の被覆材を切り欠いてエアコンを取付ける場合は、エアコン裏面等に防火被覆を設置するか、または、不燃材料または準不燃材料で覆ってください。
56	室内(壁・天井)	設備	外壁を貫通する換気等のための配管は、塩ビスリーブ管としてもよいですか。	防火被覆材を貫通するダクト等は、不燃材料又は準不燃材料で造るか覆う必要があります。塩ビスリーブ管を使用する場合は、その周囲を不燃材料又は準不燃材料で覆う必要があります。一例として、壁内部の中空部に不燃材料であるグラスウール又はロックウール等の断熱材を充てんするなどの方法が考えられますが、壁の厚さいっぱい充てんされていることが必要です。
57	室内(壁・天井)	設備	天井内のダクトに設けるファイヤーダンパー(FD)とはどのようなものですか。	温度ヒューズ等により、火災時にダクト内を閉鎖し火炎の通過を防ぐ機構を備えたものを指します。
58	ファイヤーストップ	各室区画	天井の防火被覆を勝たして、後施工の間仕切壁を設けた場合、一室と見なして、各室区画のファイヤーストップ(FS)を設けなくてよいですか。	合計10㎡以内であれば一室とみなして構いません。はり下に、各室区画のFSは不要です。ただし、天井の防火被覆が連続していることが条件ですので、天井の一部を柱が貫通している場合は一室とはみなせませんので、各室区画のFSが必要です。
59	ファイヤーストップ	各室区画	押入れ等の収納空間の壁と天井の取り合い部分は、天井せっこうボード勝ちと見なして、各室区画(はり下)のファイヤーストップ(FS)を設けなくてよいですか。	押入れ等の収納空間は、主たる部屋に付随する場合に限り、10㎡を超えても一室とみなすことができます。押入れ等の間仕切壁が天井勝ちの納まりであれば、それらの壁は各室区画ではなくなり、壁上部(はり下)のFSは不要です。
60	ファイヤーストップ	各室区画	各室区画についてですが、2階(最上階)の天井裏にはファイヤーストップ(FS)が必要ですか。	各室区画は、屋根直下の場合は必要ありません。ただし、壁・天井取り合い部のFSは省略できません。
61	ファイヤーストップ	各室区画	天井内部の各室区画について面積制限はありますか。	直下が一室の場合は面積の制限はありません。複数の部屋は合計面積が10㎡以下となる場合に限り、各室区画を省略することができます(火気使用室を除く)。
62	ファイヤーストップ		壁と天井の取り合い部において、防火被覆材の勝ち負けに規定はありますか。	防火被覆が連続していれば、面材の勝ち負けは不問です。ただし、それに応じて、当て木の位置が変わります。

No	項目	質問	回答
63	ファイヤーストップ	外周壁の発泡系断熱材を充填する場合、壁の室内側の空間上部と梁下から天井までに、グラスウールを挿入すればよいですか。	ファイヤーストップとして隙間無くグラスウール等が充填されている必要があります。
64	ファイヤーストップ	押入や収納部分についての緩和があると書かれていますが、壁や天井は特記仕様書記載の仕様とする必要があるのですか。インシュレーションボードや木材(桐)を使用することはできますか。	緩和規定は、あくまでも間仕切り壁の上部(天井内部)に設ける各室区画についてのものです。「収納部分とそれが属する室との間の壁の上部の各室区画措置は省略可能」ということを述べています。押入や収納部分の壁および天井についても、特記仕様書記載の仕様とする必要があります。特記仕様書記載の仕様の上には、関係法令等により認められた範囲であれば、任意の仕上げ材を施工して構いません。
65	ファイヤーストップ	ファイヤーストップ(FS)として、木材ではなく鋼材を用いてもよいですか。	鋼材はFSの材料としては認められません。
66	ファイヤーストップ	断熱材の比重と防火の性能の関係を教えてください。	グラスウールやロックウールの場合、同じ繊維であれば比重が大きいものほど、断熱性能が高くなり、遮熱効果が向上します。
67	柱・はりのあらわし	柱	床柱の計画は可能ですか。
68	柱・はりのあらわし	柱	内部の柱をあらわしとする場合、断面寸法の規定がありますが、外部の柱の場合、サイズの大きいもの(例えば5寸以上)であればあらわしとしてもよいですか。
69	柱・はりのあらわし	柱・はり	柱、はりそれぞれを室内空間(吹抜け等)であらわしとする場合、その接合部分、柱-はり、はり-はり、柱頭・柱脚部分の金物の取付け方法に制限はないですか。ボルト引きの穴の加工(断面欠損)、ボルトそのものの材料の制限はありますか。
70	柱・はりのあらわし	筋かい	筋かいをあらわしにすることはできますか。
71	その他	構造	屋根パネルを使用することは可能ですか。
72	その他	構造	スキップフロアの設計は可能ですか。
73	その他	構造	地上部分を木造軸組工法とし、地下部分を鉄骨パネルにコンクリートを流し込む構造とすることは可能ですか。
74	その他	構造	1階がRCの車庫で、2・3階を木造とした場合、省令準耐火構造となりますか。
75	その他	構造	鉄骨造との混構造とした場合、省令準耐火構造となりますか。
76	その他	構造	ポーチ柱を鉄骨にすることはできますか。
77	その他	構造	アルミテラスやアルミサンルームを設置することはできますか。(下屋部分の柱・はりがアルミ製)
78	その他	構造	軸組の柱・梁仕口部分の接合において、クレテック金具などの接合金物を用いた場合であっても本仕様は有効ですか。
79	その他	断熱材	ロックウールおよびグラスウール等を使用せずに省令準耐火構造とすることは可能ですか。
80	その他	断熱材	グラスウール、ロックウール以外に使用できる断熱材はありますか。
81	その他	付帯	外部にデザインで木製のルーバーなどを取付けてもよいですか。

*1: 特記仕様書購入申込書URL <http://www.mokujukyo.or.jp/kensetsu/shourei.php> の省令準耐火構造特記仕様書(木住協仕様)の販売についてより(ダウンロードの際は、IDとパスワードが必要)